

石川県公報

令和元年8月30日

第13235号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○一般競争入札の落札者等	(行政経営課) 1	○平成31年度前期3級技能検定合格者公告 (労働企画課)	4
○石川県議会定例会の招集	(財政課) 1	○農業振興地域の区域の変更公告 (農業政策課)	6
○一般競争入札の落札者等	(管財課) 2	○農用地利用配分計画の認可公告 (同)	6
○青少年に有害な興行の指定	(少子化対策監室) 2	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	7
○石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業政策課) 3	公安委員会	
○県道の区域の変更	(道路整備課) 3	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	7
○県道の供用の開始	(同) 3	選挙管理委員会	
○道路の占用を制限する区域の指定	(同) 4	○政治団体の届出の公表	9
○本多の森公園の区域の変更	(公園緑地課) 4	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	10
		○政治団体の解散の届出の公表	10
		○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表	10

告 示

石川県告示第148号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和元年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
インターネット情報提供機器 借上 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部行政経営課情報システム室
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和元年8月8日
- 落札者の名称及び所在地
富士通リース株式会社 北陸支店
金沢市昭和町16番1号
- 落札金額
36,788,400円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和元年6月28日

石川県告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和元年第4回石川県議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 招集期日
令和元年9月6日
- 2 場所
金沢市

石川県告示第150号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和元年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
気象観測装置10式 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月8日
- 4 落札者の名称及び所在地
轟産業株式会社
福井県福井市毛矢3丁目2番4号
- 5 落札金額
46,035,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和元年6月28日

石川県告示第151号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和元年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	バージン協奏曲 それゆけ純白パンツ!	オ ー ピ ー 映 画
〃	好き好きエロモード 我慢しないで!	オ ー ピ ー 映 画
〃	濡れ絵筆 家庭教師と息子の嫁	オ ー ピ ー 映 画
〃	不倫、変態、悶々弔問	オ ー ピ ー 映 画
〃	解放区	ス ペ ー ス シ ャ ワ ー ネ ッ ト ワ ー ク
〃	喪服未亡人 危険な戯れ	新 東 宝 映 画
〃	性の劇薬	フューチャーコミックス
〃	おせんち酒場 君も濡れる街角	オ ー ピ ー 映 画
〃	風俗図鑑 ヤレない男たち	オ ー ピ ー 映 画
〃	淫美談 アノコノシタタリ	オ ー ピ ー 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和元年8月30日

石川県告示第152号

石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和46年石川県告示第263号)の一部を次のように改正する。

令和元年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条の表第1号から第3号までの規定中「年1.27%~年1.37%」を「年1.28%~年1.38%」に、「年0.87%」を「年0.88%」に改め、同表第4号中

「

年1.27%	~	年1.27%	年0.87%
年1.37%			

」を「

1.28%	~	年1.28%	年0.88%
年1.38%			

」に改め、同表第5号中「年1.27%~年1.37%」

を「年1.28%~年1.38%」に改め、同表第6号中「年1.27%」を「年1.28%」に、「年0.87%」を「年0.88%」に改め、同表第7号中「年1.27%~年1.37%」を「年1.28%~年1.38%」に、「年0.87%」を「年0.88%」に改め、同表第8号中「年1.27%」を「年1.28%」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第2条の規定は、令和元年8月20日以後に貸し付けた資金に係る利子補給について適用し、同日前に貸し付けた資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

3 令和元年8月20日以後に貸し付けた資金のうち同日前に承認を受けたものの利子補給については、前項の規定にかかわらず、当該資金に係る同日前の貸付利率又は同日以後の貸付利率のいずれか低い方を基準として利子補給率を定めるものとする。

石川県告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和元年8月30日から同年9月13日まで縦覧に供する。

令和元年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
小松山中線	小松市上荒屋町カ61番4地先から 小松市那谷町リ52番7地先まで	旧	9.40 ~ 33.50	240.0	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	14.90 ~ 48.20	240.0	

石川県告示第154号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和元年8月30日から同年9月13日まで縦覧に供する。

令和元年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
小松山中線	小松市上荒屋町カ61番4地先から 小松市那谷町リ52番7地先まで	令和元年8月30日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第155号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、令和元年8月30日から同年9月13日まで縦覧に供する。

令和元年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	小松山中線	小松市上荒屋町カ61番4地先から 小松市那谷町リ52番7地先まで	南加賀土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年8月30日

石川県告示第156号

石川県都市公園条例(昭和39年石川県条例第59号)第2条第2項の本多の森公園の区域を次のとおり変更する。

令和元年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更の内容	区 域	供用開始の日
金沢市石引4丁目の一部を追加する。	別図のとおり (別図は、省略し、石川県土木部公園緑地課及び 金沢城・兼六園管理事務所において縦覧に供する。)	令和元年8月31日

公 告

平成31年度前期3級技能検定合格者公告

平成31年度前期3級技能検定(金属熱処理を除く。)に合格した者は、次のとおりである。

令和元年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

園芸装飾

室内園芸装飾作業

A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0009
A甲0010 A甲0012 A甲0015 A甲0016 A甲0017

造園

造園工事作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0008	A甲0010	A甲0011
A甲0012	A甲0015	A甲0016	A甲0018	A甲0019	A甲0020
A甲0021	A甲0022	A甲0023	A甲0024	A甲0025	A甲0026
A甲0027	A甲0028				

機械加工

普通旋盤作業

A甲0001	A甲0002	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008
A甲0010	A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0017	A甲0018
A甲0019	A甲0020	A甲0021	A甲0022	A甲0024	A甲0025
A甲0026	A甲0030	A甲0031	A甲0033	A甲0034	A甲0035
A甲0036	A甲0037	A甲0038	A甲0039	A甲0042	A甲0043
A甲0045	A甲0046	A甲0048	A甲0049	A甲0050	A甲0053
B0001	B0002	B0003	B0004	B0005	B0006
B0007	B0008	C0001	C0002	C0003	C0004
C0005					

数値制御旋盤作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0007
A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0012	A甲0013	A甲0014
A甲0016	A甲0017	A甲0019	A甲0020	A甲0022	A甲0023
A甲0026	A甲0027	C0001	C0002	C0003	C0004
C0005	C0006	C0007	C0008	C0009	C0010
C0011	C0012	C0013	C0014	C0016	C0017
C0018	C0019	C0021	C0022	C0023	C0024
C0025	C0026	C0027			

フライス盤作業

A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008
A甲0009	C0001	C0002	C0003	C0004	C0005
C0006	C0007	C0009	C0010	C0011	C0012
C0015	C0016	C0017	C0019	C0020	C0021
C0022	C0023	C0024			

マシニングセンタ作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006
A甲0007	A甲0008	A甲0009	A甲0011	A甲0012	A甲0013
C0001	C0002	C0003	C0004	C0005	C0006
C0007	C0008	C0009	C0010	C0011	C0012
C0013	C0014	C0015			

仕上げ

機械組立仕上げ作業

A甲0001	A甲0004				
--------	--------	--	--	--	--

機械検査

機械検査作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0008	A甲0010
A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0016	A甲0017	A甲0018
A甲0019	A甲0020	A甲0021	A甲0022	A甲0023	A甲0024
A甲0025	A甲0026	A甲0027	A甲0028	A甲0029	A甲0030
A甲0031	A甲0032	A甲0033	A甲0039	A甲0041	A甲0043
A甲0044	A甲0045	A甲0046	A甲0049	A甲0050	A甲0051

A甲0052 A甲0053 A甲0055 A甲0056 A甲0057 A甲0061
 A甲0064 A甲0066 A甲0067 A甲0073 B0001 B0002
 B0006 B0008 B0015 B0019 B0020 B0021
 B0022 B0023 B0024 B0025 B0026 B0027
 B0029 B0030 B0031 B0033 B0034 B0035
 B0036 B0037 C0001 C0002 C0003 C0004
 C0005 C0006 C0007 C0008

電子機器組立て

電子機器組立て作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006
 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012
 A甲0013 A甲0014 A甲0016 A甲0017 A甲0018 A甲0020
 A甲0021 A甲0022 A甲0023 A甲0026 A甲0027 A甲0030
 A甲0034 A甲0035 A甲0036 A甲0037 A甲0039 A甲0040
 A甲0041 A甲0042 A甲0043 A甲0044 A甲0045 A甲0046
 A甲0047 A甲0048 A甲0049 A甲0050 A甲0051 A甲0052
 A甲0053 A甲0054 A甲0055 A甲0056 D0001

建築大工

大工工事作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 B0001 C0001 C0002
 C0003

舞台機構調整

音響機構調整作業

A甲0002 A甲0006 A甲0008 A甲0010 A甲0011 A甲0012

フラワー装飾

フラワー装飾作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006
 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0011 A甲0013 A甲0014
 A甲0015

農業振興地域の区域の変更公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、能美市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、能美農業振興地域の変更区域図は、石川県農林水産部農業政策課において縦覧に供する。

令和元年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

農業振興地域名	農業振興地域を変更する区域
能 美	能美農業振興地域について、福島町の一部を区域から除外する。

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
株式会社 ファーム菜四季	金沢市	鳳珠郡穴水町字旭ヶ丘い37番ほか13筆
農事組合法人 紺多農園	白山市	白山市水島1299番
近藤 秀彦	小松市	小松市高堂町口180番1ほか1筆
株式会社 ホープいな穂	能美郡川北町	能美郡川北町橘10番ほか15筆
農事組合法人 あいかみ	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町相神お19番ほか83筆
横道 勝	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町相神る70番ほか15筆
農事組合法人 刈安営農組合	河北郡津幡町	河北郡津幡町字原17番ほか115筆
農事組合法人 大場坊主の里	金沢市	金沢市大場町西1738番1ほか11筆
有限会社 あさひ	白山市	金沢市打木町東1500番ほか5筆
北川 雅士	金沢市	金沢市打木町東1591番
出村 進	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字笹川水部31番ほか2筆

2 認可年月日

令和元年8月30日

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年8月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字中須加へ17番1、18番1、21番2、22番2及び水路の無籍地の一部	幅員 6.00m 延長 52.20m	金沢市保古1丁目28番地 株式会社ハクトー	令和元年8月15日

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第47号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

令和元年8月30日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第2(一方通行の指定)金沢東警察署管内の表14の項及び89の項を次のように改める。

14	削	除
89	削	除

別表第2(一方通行の指定)金沢西警察署管内の表61の項を次のように改める。

61	国道8号(山側副道)	金沢市駅西新町3丁目21番20号先から 金沢市駅西新町3丁目3番16号先まで	約350 メートル	終日	車両	国道8号南新保 交差点方向から 西念交差点方向 に至る方向
----	------------	---	--------------	----	----	--

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢西警察署管内の表578の項、579の項、580の項及び583の項を次のように改める。

578	市道押野11号森戸2丁目線5号	金沢市神野町東202番地先	御経塚方向から新保本4丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで (土日休日を除く)
579	市道押野10号森戸1丁目線8号	金沢市森戸1丁目53番地2先	押野町方向から矢木3丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで (土日休日を除く)
580	市道押野10号森戸1丁目線8号	金沢市森戸1丁目76番地1先	御経塚方向から矢木3丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで (土日休日を除く)
583	市道押野11号森戸2丁目線5号	金沢市森戸2丁目33番地2先	神野町方向から新保本4丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで (土日休日を除く)

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表202の項を次のように改める。

202	削 除
-----	-----

別表第9（追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止）自動車専用道の表11の項を次のように改める。

11	主要地方道金沢田鶴浜線	羽咋市柳田町69字75番地3先から 鳳珠郡穴水町字天神谷ヨ字32番地2先まで (羽咋市上中山町コ18番地先から羽咋郡志賀町上棚と7番2地先まで約3,600メートル 羽咋郡志賀町火打谷開之部19番地2先から羽咋郡志賀町館開へ之部10番地7先まで約1,800メートル 羽咋郡志賀町徳田辰之部14番地6先から羽咋郡志賀町徳田子之部14番地2先まで約2,100メートル 七尾市中島町小牧九4番3地先から七尾市中島町横見七1番2先まで約3,100メートル 七尾市中島町北免田ホ部47番地1先から七尾市中島町土川口部21番地1先まで約2,000メートル 鳳珠郡穴水町字越の原ろ字74番地2先から鳳珠郡穴水町字越の原い字26番地2先まで約1,600メートル の中央分離帯設置箇所を除く。)	終日	約35,330 メートル
----	-------------	---	----	-----------------

別表第11（最高速度の指定）大聖寺警察署管内の表2の項及び95の項を次のように改める。

2	国道305号	加賀市三木町168番地先から加賀市黒瀬町ヲ97番地先まで	約6,300 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）
95	削 除					

別表第11（最高速度の指定）小松警察署管内の表117の項及び164の項を次のように改める。

117	削 除
164	削 除

別表第11(最高速度の指定)小松警察署管内の表に次のように加える。

288	市道	ゾーン30 (1)小松市福乃宮町一丁目1番地1先 (2)小松市福乃宮町二丁目65番地1先 (3)小松市福乃宮町二丁目133番地先 (4)小松市不動島町乙156番地先 (5)小松市不動島町乙1番地先 (1)から(5)までの場所を結ぶ線により囲まれた区域内の道路	約5,650 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を除く。)
-----	----	---	----------------	----------------	----	--------------

別表第11(最高速度の指定)白山警察署管内の表9の項及び108の項を次のように改める。

9	市道米永松本線	白山市宮保町1200番地先から 白山市宮保町2194番地1先まで	約800 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
108	市道宮丸北安田線	白山市米永町2149番地先から 白山市北安田町1733番地1先まで	約1,600 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)

別表第11(最高速度の指定)七尾警察署管内の表140の項を次のように改める。

140	国道249号	七尾市小丸山台3丁目71番地先から 七尾市藤橋町ア部8番地2先まで	約570 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引①②③を除く。)
-----	--------	--------------------------------------	--------------	----------------	----	-------------------------

別表第11(最高速度の指定)輪島警察署管内の表44の項を次のように改める。

44	削 除				
----	-----	--	--	--	--

別表第13(車両通行帯)大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

7	国道8号	加賀市松山町イ75番地1先 (小松市方面から松山交差点に至る方向)			2本	約30メートル
---	------	--------------------------------------	--	--	----	---------

別表第13(車両通行帯)自動車専用道内の表5の項及び6の項を次のように改める。

5	主要地方道金沢田鶴浜線	羽咋市上中山町コ18番地先から 羽咋郡志賀町上棚と7番2地先まで(下り線)			2本	約3,200 メートル
6	主要地方道金沢田鶴浜線	羽咋郡志賀町上棚と7番2地先から 羽咋市上中山町コ18番地先まで(上り線)			2本	約3,200 メートル

別表第18(駐車禁止)大聖寺警察署管内の表71の項を次のように改める。

71	削 除				
----	-----	--	--	--	--

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和元年8月30日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党石川県 河北郡第三支部	太田 臣 宣	俵 口 幸 吉	河北郡内灘町字大学2-8	令和元年7月29日

石川県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年8月30日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
かせだ善洋後援会	宮下 源一郎	代表者	宮下 源一郎	加世多 善洋	平成30年10月8日

石川県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年8月30日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
かせだ善洋後援会	宮下 源一郎	平成30年10月8日
谷本直人後援会	津田 稔勝	平成30年12月1日
谷本正憲加賀市後援会	大 幸 甚	平成30年12月1日
光 風 会	米 光 勲	令和元年6月30日
米光いさお後援会	斎藤 貞明	令和元年6月30日
中村哲彦後援会	長谷 洋三	令和元年7月26日

石川県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

令和元年8月30日

石川県選挙管理委員会

(法第19条第3項第2号による届出)

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
加世多 善洋	かせだ善洋後援会	平成30年10月8日
米 光 勲	光 風 会	令和元年6月30日